

広島県告示第七百四十七号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第四条第一項の規定によって、本川流域水害対策計画を令和五年三月三十一日に定めた。

その関係図書は、広島県土木建築局道路河川管理課及び河川課並びに広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年五月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦